

障害者自立支援協議会の取組みについて

1 仙台市障害者自立支援協議会設置の目的

本市における障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ること。（仙台市障害者自立支援協議会設置要綱）

2 今年度の取組み

これまでの取り組みを継続しつつ、主に次の三点について進展を図る。

- ・各区障害者自立支援協議会の活動及び地域部会での共有・協議を通じた、地域課題解決に向けた的確な取り組みの汎化
- ・障害児者が地域の中で孤立したり支援につながらない等の事態を生み出さないための、相談支援体制の質的・量的拡充
- ・これらを人材育成面から担保するための研修体系等の確立（資料2参照）

3 各区障害者自立支援協議会の活動及び地域部会での共有・協議を通じた、地域課題解決に向けた的確な取り組みの汎化

(1) 高齢分野、民生委員等と連携した地域ケアシステムの整備（区協議会と地域生活支援拠点との連携のあり方を含む）

- ・昨年度の地域部会では、各区の実践を共有した上で「実際に連携相手のフィールドに赴き、具体的な場面や情報を共有しながら学び合ったり、意見交換したりすることが有効で、また、そうした機会の確保が、多機関連携の支援体制の素地づくりへと繋がるのではないか」という方向性を確認した。
- ・今年度は、各区の実践事例の中で、高齢分野、民生委員等との効果的な連携により協働支援に繋がったものについて再確認および検証を進めていくこととしている。

<令和元年7月12日 第1回地域部会での主な意見>

- ・高齢分野との連携が必要となるケースの多くは、障害者個人ではなく家族全体の支援を必要としている。家族支援を組み立てていく中で高齢分野との連携が当然必要であり、コーディネートする支援者側の力量や経験値を高めていくことが求められる。
- ・地域における障害分野の認知度は依然として低いのが現状。しかし、既存の会議体への参加、合同支援、勉強会等を通して少しずつネットワークが形成され始めており、引き続きお互いを知る機会の確保が重要。

(2) 資源に関する情報集約と共有の仕組み作り

- ・今年度は地域部会のもとにワーキンググループを設け、次の観点から整理・検討を行うこととしている。
 - ① 余暇活動等及びそのニーズのように、多様で個別性の高いものを一元的に扱う際の、情報源や共有の範囲等の設定をどう整理するか
 - ② 持続的・安定的な情報の集約（更新）と提供（一次マッチング）には、その内容や対象に応じたマネジメントを要するが、こういった機関がどのように担うのが適切か

<令和元年7月12日 第1回地域部会での主な意見>

- ・支援者側が支援状況を整理、把握することで、ニーズや必要な資源の発見に繋がる。地域資源は障害分野に限定されるものだけではないため、既に取り組み実績があり多くの情報を持つ高齢分野（地域包括支援センター、地区社会福祉協議会等）との協働が効果的。
- ・本人の生活のしやすさに視点を当てて検討し、まとめていくことが仕組み作りにおいて重要であるため、成果物（ツール、実績）を作り出すことだけが目的とならないよう注意が必要。

<インフォーマル資源に係るワーキングスケジュール>

日 程		内 容
第1回	9月5日	『余暇活動等のインフォーマル資源に係るニーズの把握・整理・分析について』 ・ニーズの洗い出し ・余暇資源の整理（事例集の活用可能性も検討）
第2回	10月予定	『情報源や共有の範囲等の設定について』 ・把握したインフォーマル資源の仕分け（情報源ごと） ・仕分けされた情報の共有可能な範囲についての設定
第3回	12月予定	『情報集約・提供の仕組み作りについて』 ・カテゴリー化されたインフォーマル資源のマネジメントを担う機関について検討 ・検討内容についての総括

4 障害児者が地域の中で孤立したり支援につながらない等の事態を生み出さないための、相談支援体制の質的・量的拡充

(1) 地域生活支援拠点の整備

- ・地域生活支援拠点は居住支援や緊急対応の体制整備、及び事前登録やこれを契機とする予防的な関わりを通じて、障害児者が地域の中で孤立することなく住み慣れた環境で暮らし続けられる支援システムを整備することを目的として設置するもの。
- ・平成27年度～29年度に開催した地域生活支援拠点等検討部会での協議経過を踏まえ、本市における地域生活支援拠点は、緊急事態が発生しないよう、予防的な取組みに力

点を置くこととしており、以下が主な役割である。ただし、上記の目的から地域生活支援拠点が単独で担うのではなく、地域の支援機関と協働のうえ実施することとしている。

- ・コーディネート（対象者の事前登録，支援プランの作成，体験利用，緊急受入れの相談，緊急受入れのコーディネート）
- ・緊急用居室等確保
- ・緊急受入れ機関のネットワーク形成

このうち、コーディネート業務の中の「対象者の事前登録」については、これを契機とする予防的関与のチーム固めへ活用することを狙ったものだが、予防的関与が進みにくいケースほど、本人や家族の理解が得られにくい等のため、明確な実績に結びついていない。（青葉区で対象とした5ケースに対し、予防的関わりを含めたアプローチを継続中）

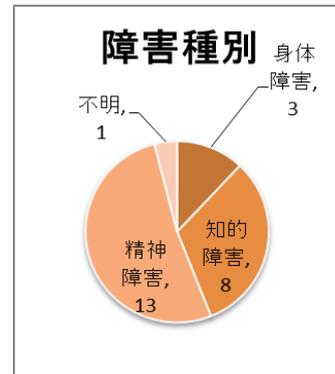
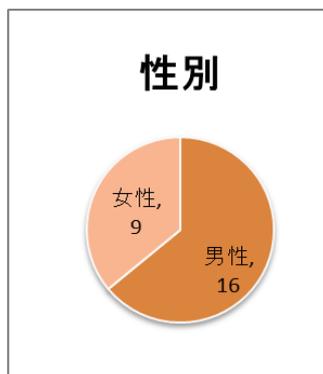
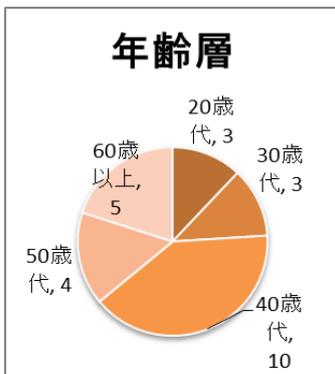
・緊急受入れに関する相談のあった機関と件数（平成30年10月～平成31年3月）

	受入れあり (n=25)	相談のみ (n=31)	合計 (n=56)
区障害高齢課	10	8	18
区家庭健康課	1	0	1
区保護課	4	3	7
専門相談機関	1	2	3
委託相談支援事業所	2	1	3
指定特定相談支援事業者	4	8	12
サービス提供事業所	1	3	4
本人	0	1	1
その他	2	5	7

なお、緊急受入れに至った25件は、すべて地域生活支援拠点で受け入れた。

・緊急用居室の利用者数（n=25）と内訳（平成30年10月～平成31年3月）

基本属性



緊急受入れに至った事由（緊急受入れケースのみ）

理由	件数	備考
介護者との関係悪化	8	
居所なし	8	隣人トラブルによるアパートからの強制退去, 入居施設での不適應, 居住支援施設入居までの一時的な受入れ 等
状態悪化など本人要因	5	
介護者の急死	1	
その他	3	介護者が一時的に不在 等

緊急用居室利用延日数

利用日数	件数	備考
3日以内	11	
4日以上7日未満	6	
7日以上14日未満	1	
14日以上30日未満	4	
30日以上	3	178日, 73日, 31日

緊急用居室利用後の移行先

移行先	件数	備考
自宅	11	
実家 又は 親戚宅	3	
共同生活援助（GH）	2	
介護保険施設	2	
医療機関（入院）	2	
自立支援ホーム	1	
救護施設	1	
宿泊型自立訓練事業所	1	
その他	2	

緊急用居室利用後の主な支援機関

支援機関	件数	備考
指定特定相談支援事業所	7	
委託相談支援事業所	5	
介護保険事業所	3	ケアマネージャー 等
区役所（支所含む）	3	障害高齢課・保護課
その他	2	
不明	5	県外転出，入院 等

居室稼働状況

利用居室数	日数
0室	0
1室	41
2室	67
3室	57
4室	17

※介護給付で利用，自費による利用の合計

- ・平成30年度及び令和元年度についてはモデル事業（委託先：特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター）として実施。コーディネート業務の実施状況，緊急用居室の運用状況及び受入れ機関のネットワーク形成に向けた取組み状況などを，地域生活支援拠点運営会議で検証し，課題の整理及び対応策を検討した上で，令和2年度からの本格実施を予定している（委託事業所を改めて公募予定）。今年度の取組みは次の通り。

① 他区への展開

昨年度，モデル区（青葉区）で取り組んできた事前登録及び予防的関与を他区でも実施する。その際，地域部会で話題となっている，高齢分野や民生委員との情報共有等の機会を通じたケース把握についても検討する。

② 相談支援従事者間での的確な支援の水平展開

地域生活支援拠点の機能である「緊急受入れ」や「予防的関与」を切り口とした的確な支援を学び合う機会として，地域生活支援拠点の事例検討会（報告会）を行う。

③ 地域の受入れ施設の活用とネットワーク形成に向けた取組み

既存の短期入所事業所は、施設の成り立ちや運営体制上、緊急事態の発生当日に受け入れることが難しい場合が多い。そのため、一旦地域生活支援拠点で受け入れ、早期に地域の受入れ施設につなぐ方式を試行し、その汎用について検討していく。その準備として地域の受入れ施設職員を対象とした地域生活支援拠点の実践報告会を開催する。

(2) 障害者相談支援体制整備

報告書「今後の障害者相談支援体制のあり方について」で示された内容を引き続き企画・実施する。

① 計画相談支援の拡充に向けて

<昨年度の取組み>

- ・指定特定相談支援事業者の新設・増設に係る説明会の実施
- ・計画相談支援に係る事務効率化や平準化に資する「計画相談支援運営ガイドブック（参考資料2）」の作成

<今年度の取組み>

- ・相談支援専門員数の増加に向けた取組みとして、介護・医療分野の法人に対し、相談支援事業所の新規指定に向けた個別の働きかけを行う。
⇒「すでに障害児者への支援を行っている訪問看護事業を運営する法人」や「障害福祉サービスなども運営する居宅介護支援や地域包括支援センターを運営する法人」に対し、個別の働きかけを開始したところ。
- ・指定特定相談支援事業者の育成・支援策として「計画相談支援運営ガイドブック」を活用し、指定相談支援事業所向けの「計画相談支援の運用等に係る説明会」及び「計画相談実務研修会（全3回）」を行う。

⇒計画相談支援の運用等に係る説明会

日 時	5月30日（木）15時半～17時
場 所	青葉区役所 9階 第1・2会議室
参加者数	48人（38事業所）
内 容	（説明） ・新設加算や提出書類、相談の流れなどの基本事項 ・市内既設事業所の業務の効率化・平準化に向けた取り組み ・乳幼児期、学齢期の相談支援で大切にしたいこと など （実践報告） ・指定相談支援事業所同士のピアサポート活動及び意義について

⇒計画相談支援実務研修会

第1回	8月9日(金)14時~17時(青葉区役所) 「障害者ケアマネジメントの基本を押さえたサービス等利用計画の作成方法」 ＜結果＞ 20人参加(16事業所)
第2回	(予定)10月10日(木)(仙台市役所上杉分庁舎) 「(仮)事業運営を安定させるための適切な報酬算定について」 (説明・実践報告・情報交換)
第3回	(予定)2月頃 「(仮)サービス担当者会議の開催方法と個別支援計画との調整について」 (講義・ロールプレイ・情報交換)

- ・計画相談支援の導入を優先すべき対象像について、各区障害高齢課・総合支所保健福祉課等における受付状況を調査した上で、整理・検討する。

② 障害者相談支援の流れの整理

＜昨年度の取組み＞

- ・重点的に関わる対象者の規定と共通理解
区障害高齢課・総合支所保健福祉課における「障害者総合相談ケースレビュー実施に当たり、考慮すべき事項」をまとめた。また、委託相談支援事業所職員を対象としたケース管理のあり方を共有する会を開催し、考え方の共有や的確な実践の汎化を図った。
- ・区障害者自立支援協議会を活用した支援方針の共有
区協議会において、多機関協働による的確なケースレビューや支援の進捗管理など、機能強化の必要性があることについて、地域部会内で共有を図った。
- ・(仮称)基幹相談支援センターの設置に向けた具体的な検討
他都市調査及び、本市の相談支援体制の状況を踏まえ、本市における(仮称)基幹相談支援センターに求められる機能や体制を一次整理した。

＜今年度の取組み＞

- ・「障害者総合相談ケースレビュー実施に当たり、考慮すべき事項」について、各区・総合支所での運用状況を確認しながら、支援方針の検討や支援経過の管理に活用できるよう適宜修正する。また、チームケアの望ましいあり方や、(仮称)基幹相談支援センターの関与の仕方をまとめる。

⇒一般に相談を受け付けた機関は、対象者に生じている生活課題の内容とこれに影響を及ぼす要因を把握しながらアセスメントを進め、共同関与が必要と考えられる機関へあたっていく。そうする中で、支援の必要度や内容が確認・共有され、支援チームが形成されているところ。

その際、機関間の認識や判断にずれがあり、それが修正されない場合、共同関与に至らずに、介入・支援が不十分となり、結果的に支援が途切れてしまったり、事件・

事故に至るケースも見られている。

（仮称）基幹相談支援センターとして想定し整備する機能は、そうした一連のケアマネジメント及びチーム形成の過程における不具合の修正とチームの支援力強化をベースとしたい。

- ・上記内容も踏まえながら（仮称）基幹相談支援センターの役割・機能（以下）をさらに整理し、詳細化する。
- ⇒重点的に関わるべき対象者について、支援チームへ参画し、支援場面を共有した上で多角的な視点と見立てを加えつつ、必要な機関間調整を行い、支援経過を重層的・一元的に管理する。併せて、相談支援従事者の育成について、組織を超えた OJT の企画実施及び汎化を図る。